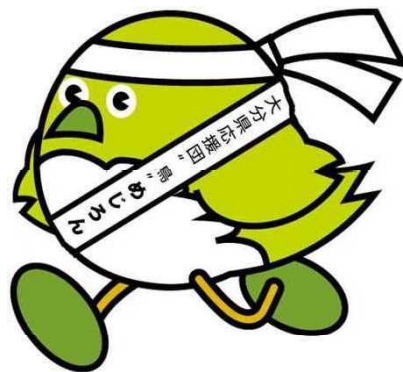


企業・財団による助成プログラム（3）

J T N P O 助成事業 （日本たばこ産業株式会社）



JT NPO助成事業

JT九州支社 大分支店



目次

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. JTグループ 社会貢献活動の基本方針 | … P 3 |
| 2. JT NPO助成事業の趣旨 | … P 4 |
| 3. JT NPO助成事業の沿革 | … P 5 |
| 4. 助成実績（2018年度・累計） | … P 6 |
| 5. 応募／助成件数と助成金額の推移 | … P 7 |
| 6. 2019年度募集の概要 | … P 8 |
| 7. 大分県でのNPO助成活動 | … P 9～11 |

1. JTグループ 社会貢献活動の基本方針

JTグループ 社会貢献活動の基本方針

JTグループは、責任ある地域コミュニティの一員として、自然・社会・人間の多様性に価値を認め、幅広いステークホルダーとともに様々な社会貢献活動に取り組んでいます。
 JTグループは、持続的な地域社会の発展および「包摂的な社会」「inclusive societies」の実現に寄与することを目的に、マルチステークホルダー・パートナーシップを基盤として、下記三つの領域を、社会貢献活動の重点課題として位置づけます。

 <p>環境保全 Protecting the environment</p>	 <p>災害分野 Improving Community resilience</p>	 <p>格差是正 Reducing inequalities</p>
<p>実施施策 ・JTの森 ・ひろえば街が好きになる運動 等</p>	<p>実施施策 ・義援金の拠出 ・東日本大震災復興支援 等</p>	<p>実施施策 ・JT NPO助成事業 ・JT国内大学/グローバル奨学金 等</p>
<hr/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="331 808 635 969">  </div> <div data-bbox="651 846 890 943"> <p>マルチステークホルダー・ パートナーシップ推進 Partnerships</p> </div> <div data-bbox="938 846 1305 965"> <p>実施施策 ・ジェイティ財団 ・JT生命誌研究館 ・アフィニス文化財団 ・JTフォーラム、テーブルマークこども大会 等</p> </div> </div>		

2. JT NPO助成事業の趣旨

JTは自らが事業を行っている地域社会の発展に貢献するため、その地域社会において最も重要な課題に取り組んでいきたいと考えています

JT NPO助成事業では、多様かつ複雑なそれぞれの地域社会の重要課題に対し、地域の核となって主体的に取り組む非営利法人の事業を支援します



3. JT NPO助成事業の沿革

1998年	特定非営利活動促進法（NPO法）施行
1999年	（財）たばこ産業弘済会の公益事業として、「がんばれNPO！」プロジェクト開始 テーマ：「高齢者及び障害者福祉増進」「環境保全」「青少年健全育成」
2002年	第1回 プログラム変更 テーマ「青少年の育成につながる事業」
2003年	たばこ産業弘済会解散 公益事業のうち、JTが「NPO助成」を承継、「JT NPO助成事業」へ名称変更
2007年	上限3年までの継続助成を導入（ただし申請・選考は毎年）
2012年	第2回 プログラム変更 テーマ：「地域コミュニティの再生と活性化につながる事業」 45件程度/年（年1回募集） 上限150万円
2016年	通常助成に追加し、熊本地震被災地支援枠設置（2019年度分から停止）

4. 助成実績（2018年度・累計）

2018年度 助成金額



6,491 万円

2018年度 助成団体数



50 団体

（参考）1999年からの累計助成金額



約14,3 億円

（参考）1999年からの延べ助成団体数



延べ

1,158 団体

5. 応募／助成件数と助成金額の推移



7



6. 2019年度 JT NPO助成事業 募集概要

対象事業 (テーマ)	<p>日本国内において、地域社会の核となって実施する 「地域コミュニティの再生と活性化」につながる事業</p> <p>活動分野は不問も以下事業を優先</p> <ul style="list-style-type: none"> ①近年の大規模自然災害に起因して発生した地域社会の課題に取り組む事業 ②新規性が高く先駆的な事業
対象団体	2018年8月31日時点で、法人格を有して1年以上の活動実績がある非営利法人
助成期間	2019年4月1日～2020年3月31日までの1年間
助成額	<p>助成金額：1団体1事業を対象と市、上限150万円（45件程度を予定）</p> <p>助成率：申請事業総額の80%以内</p>
対象経費	<p>申請事業に関わる事業費及び人件費</p> <p>※「物品購入費」「工事・改修費」「人件費」はそれぞれ申請金額の50%以内</p>
応募期間	2018年9月20日～2018年10月31日

8



7. ★大分県でのNPO助成活動(2010年以降)

- 10～11年度 NPO法人 岡原花咲かそう会
自然との触れ合いや 植栽体験をとおして心豊かな青少年を育てる



- 11～12年度 特定非営利活動法人 おおいた環境保全フォーラム
地域が学校「鎮守の森プロジェクト」



9



7. ★大分県でのNPO助成活動(2010年以降)

- 13年度助成団体 特定非営利活動法人 大分いろは本舗
～関あじ関さば通り「花」いっぱいプロジェクト～



●近隣住民・企業へ鉢植えの配布

●様々なイベントを開催

- 14年度助成団体

残念ながら大分県内からは助成団体は選ばれませんでした。



10



7. ★大分県でのNPO助成活動(2010年以降)

- 15年度助成団体 特定非営利活動法人 さがのせき彩々カフェ
 ～佐賀関半島触れる観光プロジェクト～
 「地域の再生と活性化に向けたリーダー育成講座」

 <p>第1回 佐賀関半島の歴史と文化 2015/06/13</p>	<p>第2回 関アジ関サバブランド! 2015/07/11</p>	<p>第3回 地元農産物の特色! 2015/08/08</p>	<p>第4回 商業・商店街の活性化策は! 2015/09/12</p>
 <p>第5回 海・星をめぐる触れる観光とは! 2015/10/10</p>	<p>第6回 今後の観光とは、おんせん県! 2015/11/14</p>	<p>第7回 案内先で料理を体験する 2016/01/16</p>	<p>第8回 実証実験実施 2016/03/19</p>

- 16年度助成団体

残念ながら大分県内からは助成団体は選ばれませんでした。

7. ★大分県でのNPO助成活動(2010年以降)

- 17～18年度助成団体 特例認定NPO法人 地域の宝育成支援センター
 ～寺子屋事業「学びの杜」～
 「学ぶことの楽しさや将来への夢を教える教育事業」



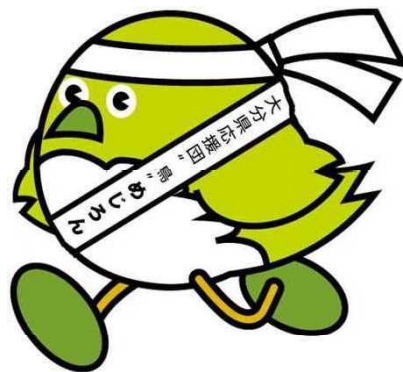
JTグループは、
すべてのお客様一人ひとりの
『かけがえのないひととき』や『大切な時間』を想っています。

心からくつろげる“ひととき”、
本当においしいと思える“ひととき”、
充実した人生を送る“時間”、
そんなお客様にとっての『かけがえのないひととき』や
『大切な時間』を想う企業だからこと生み出せる価値を、
これかも提供し続けていきたい。
そして、すべてのお客様一人ひとりの
ところをより豊かにしていきたい。

ひとの
ときを、
想う。 JT

企業・財団による助成プログラム（４）

次世代育成支援活動への助成 （一般財団法人九電みらい財団）



2019年度 次世代育成支援活動 助成団体を募集します。



現在、少子高齢化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。

九電みらい財団では、未来を担う子どもたちの健やかな成長を応援するため、九州各地の諸団体が取り組む次世代育成支援活動への助成事業を行っています。

多くの皆さまからのご応募をお待ちしております。



2018年
11月13日 火

2018年
12月25日 火

当日消印有効



九州地域で
活動する
非営利団体

(法人格の有無は問いません。)
原則、応募の日までに1年以上にわたり
継続的に活動していること等の要件が
あります。



1件あたりの
上限金額は
100万円
(助成件数
20件程度)



募集する活動



子どもたちへの支援活動

活動事例

- 地域の方から歴史や文化を学び、地域の方とともに伝統芸能や伝統工芸を体験する活動
- 九州の農林漁業の大切さや仕組みを学ぶ活動
- 地域の多様な世代とのもの作り体験を通して、世代間交流を体験する活動

子育て世帯への支援活動

活動事例

- 経済的困難を抱える世帯の児童への学習支援活動
- 育児に悩む子育て世帯への支援活動
- 親に対する子どもの健全な食生活への支援活動

○これらの活動事例は、あくまで例として記載していますので、創意工夫あふれる応募をお待ちしております。

○子どもの対象年代は、概ね高校生までを対象とします。

○自然体験等の環境分野の活動は対象外とします。

※2018年度は、九州各地から130件のご応募をいただき、22団体に助成させていただきました。

<http://www.kyuden-mirai.or.jp/support/>



お問い合わせ

一般財団法人 九電みらい財団

〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1-82
092-982-4627 (9:00~17:00)

詳しくは裏面も
ご覧ください



活動期間

**活動期間は
2019年4月1日～
2020年3月31日まで
とします。**

2020年度以降の活動は、あらためて応募いただくこととなります。なお、同じ活動内容での助成は、最長で3年までとします。

対象とならない活動

- 表面の募集する活動要件に該当しないもの
- 営利目的
- 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- 政治や宗教関係

スケジュール

2018年12月25日(火) 応募締切

1月～2月:書類審査、ヒアリングなど

2月～3月:社外選考委員等による審査

3月末:助成団体の決定
(外部の有識者を交えた選考委員会にて決定)

【選考方法/結果の発表】

2019年3月末を目途に、助成を決定した団体に対して文書でお知らせします。(助成決定団体のみ連絡します。)

また、財団ホームページにおいても助成決定団体を公表します。

※審査の経緯や決定の理由については、採択の結果に関わらず、お問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

応募方法

- 応募方法については以下のホームページに記載の募集要項を必ず確認し、同意のうえご応募ください。

九電みらい財団ホームページ <http://www.kyuden-mirai.or.jp/support/2019/boshu.html>

- 必要書類は以下のとおりです。

- ①応募書類(様式1～4)
- ②2018年度「事業計画書」・「収支予算」、
2017年度「収支報告書」
- ③その他参考資料[A4サイズ10枚(両面20ページ)以内]

募集要項、応募書類
はこちらから



宛 先:〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1-82

一般財団法人九電みらい財団 行

お問い合わせ先:092-982-4627(9:00～17:00 土・日・祝日を除く)



—みらいの九州を支える子どもたちのために—
一般財団法人 九電みらい財団
2019年度 次世代育成支援活動への助成 募集要項

1 趣 旨

九電みらい財団では、少子高齢化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、九州の未来を担う子どもたちの健やかな成長を応援するため、九州各地の諸団体が取り組む次世代育成支援活動への助成事業を実施いたします。多くの皆さまからのご応募をお待ちしております。

2 募集する活動

以下の要件を満たす活動を募集いたします。

- 九州地域において、非営利団体が、子どもたちの健全育成や子育て世帯の支援に向けて取り組む以下のような活動

【子どもたちへの支援活動】

体験を通じて、子どもの社会性や協調性、規範意識などを育むこと、及び九州地域を大切にする子どもの育成を目的とした活動

(活動事例)

- ・ 地域の方から歴史や文化（郷土芸能や伝統工芸）を学び、地域の方とともに伝統芸能や伝統工芸を体験する活動
- ・ 農林漁村への民泊などを通じて、九州の農林漁業の大切さや仕組みを学ぶ活動
- ・ 地域の多様な世代とのもの作り体験を通して、世代間交流を体験する活動

【子育て世帯への支援活動】

共働き世帯や非正規雇用の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て世帯を取り巻く厳しい状況を緩和することを目的とした活動

(活動事例)

- ・ 経済的困難を抱える世帯の児童への学習支援活動
- ・ 育児に悩む子育て世帯への支援活動
- ・ 親に対する子どもの健全な食生活への支援活動

※ 上記の活動事例は、あくまで例として記載していますので、創意工夫あふれる応募をお待ちしております。

※ 子どもの対象年代は、概ね高校生までを対象とします。

※ 自然体験等の環境分野のみの活動は対象外とします。

(対象とならない活動)

- ・上記の募集する活動要件に該当しない活動
- ・営利を目的とする活動
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受ける活動
- ・政治や宗教に関わる活動

- 官公庁や他企業等、他の補助金や助成金の併願も構いませんが、団体ホームページ、ポスター及びチラシ等には、当財団のロゴを使用するとともに本助成による活動である旨を明記していただくようお願いします。

3 助成対象団体

- **九州地域で活動する非営利団体**（法人格の有無は問いません。）
 - ・ 原則、応募の日までに1年以上にわたり継続的に活動していること
 - ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体であること
 - ・ 暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではないこと
- 非営利団体とは、当助成制度においては、以下の団体を言います。
 - ・ 特定非営利活動法人（NPO）、財団法人等の非営利活動を行う法人
 - ・ ボランティアサークルなどの社会貢献活動を行う任意団体（但し、会員数5名以上で規約や会員名簿を整備しており、組織的に活動をしている団体）

4 活動期間

- **活動期間は2019年4月1日（月）～2020年3月31日（火）とします。**2020年4月1日（水）以降の活動は、あらためて応募いただくこととなります。
なお、同じ活動内容での助成は、最長3年までとします。

5 助成金額と件数

- **1件名あたりの上限金額は100万円（助成件数20件程度）**
（助成金総額1,500万円以内）
- 応募いただいた内容によっては、活動予算書に記載されている金額を調整する可能性があります。その際は相談させていただきますので予めご了承ください。
- 助成の対象は応募する活動に直接要する経費であり、組織運営のための管理費（団体の役員、事務局長、専従スタッフの人件費等）は対象外となります。

6 助成対象費目

- 助成対象費目は、応募する活動に必要な次の費目とします。

助成対象費目	内 容 (例)
謝礼金	外部講師等に支払う謝礼金
旅費	打合せや活動当日の移動にかかる旅費、外部講師の旅費
消耗品 ・材料購入費	消耗品・材料等の購入費（ただし、1 個当たりの単価が5万円未満で、活動に必要不可欠なもの）
活動PR費	パンフレットやポスター等の印刷費
通信運搬費	郵送料、機材運搬費等
保険料	傷害保険料等
使用料（会場費）	会場使用料、設備使用料、リース料等
人件費	活動に必要なスタッフの人件費
その他	上記区分以外で、活動に必要不可欠な経費と認めるもの

- その他については、活動当日のボランティアスタッフ等の飲食費（お茶、弁当代）も対象とします。
- 当助成によって団体の新たな資産となるような費用（例：施設整備や備品購入費）は対象外とします。

7 応募方法

- 本募集要項を必ず確認のうえ、同意のうえご応募ください。
- 以下の当財団ホームページからダウンロードした応募書類に必要事項を記入のうえ、貴団体の2018年度の「事業計画書」「収支予算」、2017年度の「収支報告」や、その他参考資料を添えて、以下の宛先までご郵送ください。
(URL⇒<http://www.kyuden-mirai.or.jp/support/2019/boshu.html>)

【 提出書類 】（①および②は必須、③は任意でご提出いただく資料です）

①応募書類

様式1：活動計画書〔A4サイズ片面4ページ以内〕

様式2：活動予算書

様式3：団体概要

様式4：役員、職員（活動関連者）名簿

②2018年度の事業計画書・収支予算書、2017年度の収支報告

（法人の場合は、理事会等で承認された活動計算書／注記含む、財産目録等）

※冊子の場合は、該当ページのみ印刷して添付ください。

③その他参考資料〔任意〕

※A4サイズ10枚（両面20ページ）以内に収めてください。

〔その他参考資料の例〕

- ・活動内容が分かる既存の資料（団体パンフレット、チラシ、過去の活動の写真、行政が活動を紹介したパンフレットなど）
 - ・解決すべき課題の現状について参考となる資料（各種データ資料、新聞記事など）
- ※参考資料は必要な部分をA4サイズの用紙にコピーして添付ください。

- ご不明な点がありましたら、必ず事前にお電話でご相談ください。
- 応募に係る経費は全て貴団体の負担となります。
- 提出された資料は返還しませんのでご了承ください。

宛先：〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1-82
一般財団法人 九電みらい財団 行
お問い合わせ先：092-982-4627（9:00～17:00）土日・祝日を除く

【応募受付期間】

2018年11月13日（火）～2018年12月25日（火）消印有効

8 選考方法

以下の観点をもとに、外部の有識者を交えた選考委員会での審議を経て助成団体を決定します。

- 活動の目的が、当助成の目的にかなうもので、明確であるか
- 計画的にスケジュールが組まれているか
- 活動予算が適正な積算で組まれているか
- 活動効果を見込めるか
 - ・ 活動で求める成果が確実に得られるか
 - ・ 受益者の状況の改善度、満足度が向上するか
 - ・ 地域への波及効果が期待できるか など

※ 審査の際、応募内容について、電話でのヒアリング等をさせていただく場合があります。

9 結果の発表

- 2019年3月末を目途に、採択された応募者に対して文書でお知らせします。（助成決定団体のみ連絡します。）
また、当財団のホームページでも助成決定団体を公表いたします。
- 審査の経緯や決定の理由については、採択の結果に関わらず、お問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

10 助成金の支出

- 覚書の締結・預り証の受領
事前に覚書を締結のうえ、この覚書にもとづき助成金の支出を行います。
助成金の入金後、速やかに預り証の発行をお願いします。
- 収支報告
活動終了後は、活動報告書の提出とともに、活動にかかった費用の領収証等の提出をお願いします。領収証等の証拠書類がないものは、助成金支出の対象として認められません。また、活動費用が助成額に満たない場合は、戻入をお願いすることとなりますのでご注意ください。

11 決定後に実施いただくこと

- ホームページ、ポスター及びチラシ等へ、当財団のロゴを使用するとともに本助成による活動である旨を明記（都度、当財団に報告ください。）
- 当財団による活動時の取材や当財団ホームページおよびSNS掲載等への協力
- 活動終了後、活動報告書の提出（活動終了後1か月以内又は2020年3月31日（火）のいずれか早い日にちまでの提出をお願いいたします。）

【個人情報の取扱いについて】

- 応募用紙に記載いただきました氏名、所属機関・部門、役職、連絡先、電子メールアドレス、事業協力者、プロジェクトメンバーの氏名、所属機関、役職等につきましては、「個人情報保護に関する法律」に則り個人情報として厳正に管理し、以下の目的に限り利用します。
 - 1) 応募に対する審査及び審査結果の通知
 - 2) 助成決定後の諸手続きの連絡
 - 3) 助成団体決定の公表（団体名、活動名、所在地、団体HPアドレス）
 - 4) 当財団内管理業務
 - 5) 九州電力株式会社への情報提供

以 上